その他

1.税務証明の状況

(1)発行数

年 度	1 9		2 0		2 1		2 2		2 3	
区分	件数	前 年 比 %								
納税証明	2,971	100.7	2,730	91.9	2,525	92.5	2,142	84.8	2,536	118.4
課税証明	1,372	104.7	1,665	121.4	1,437	86.3	2,167	150.8	2,383	110.0
所得証明	15,833	91.5	16,835	106.3	17,373	103.2	18,133	104.4	16,369	90.3
資産証明	5,740	85.0	5,465	95.2	5,366	98.2	5,136	95.7	4,810	93.7
課税台帳 閲覧	608	76.6	768	126.3	706	91.9	659	93.3	814	123.5
その他	1,457	134.8	2,210	151.7	1,755	79.4	2,166	123.4	1,393	64.3
合 計	27,981	92.6	29,673	106.0	29,162	98.3	30,403	104.3	28,305	93.1

注:手数料無料扱の分を含む

(2)手数料

年度	1 9		2 0		2 1		2 2		2 3	
区分	金 額 円	前 年 比 %								
納税証明	891,300	100.7	816,900	91.7	757,200	92.7	640,500	84.6	760,500	118.7
課税証明	408,900	108.2	498,900	122.0	430,800	86.3	649,800	150.8	714,000	109.9
所得証明	4,656,300	91.1	4,961,700	106.6	5,085,000	102.5	5,322,000	104.7	4,788,600	90.0
資産証明	1,703,100	84.7	1,631,100	95.8	1,599,300	98.1	1,531,500	95.8	1,433,400	93.6
課税台帳 閲覧	181,500	76.2	229,500	126.4	211,800	92.3	197,700	93.3	243,900	123.4
その他	827,800	114.4	1,031,900	124.7	894,400	86.7	1,018,600	113.9	778,500	76.4
合 計	8,668,900	92.7	9,170,000	105.8	8,978,500	97.9	9,360,100	104.3	8,718,900	93.1

2.県民税徴収委託金

区分	年 度	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
納税通知書枚数 に対するもの	基 数(件)	3,069	242	109	67	4
60円	委託金(円)	184,140	14,520	6,540	4,020	240
徴収金払込額に 対するもの	基数(円)	375,348,991	10,315,504	4,830,354	1,985,668	1,480,851
7%	委託金(円)	26,274,427	722,084	338,123	138,995	103,658
過誤納金還付額 に対するもの	基数(円)	5,713,085	42,097,428	8,801,800	7,521,800	9,100,300
按分率	委託金(円)	1,710,932	37,918,404	3,419,753	3,153,829	3,958,080
還付加算金に 対するもの	基数(円)	146,800	247,600	307,800	355,800	387,400
按分率	委託金(円)	43,960	81,131	111,701	137,338	154,066
納税義務者数に 対するもの	基数(人)	39,186	52,441	51,818	50,112	49,174
一人当たりの額	委託金(円)	156,744,000	209,764,000	180,305,900	165,329,000	151,287,100
配当割、譲渡割 還付額に対する	基数(円)	633,279	821,889	307,897	911,628	1,224,336
もの 基数	委託金(円)	633,279	821,889	307,897	911,628	1,224,336
合 計	委託金(円)	185,590,738	249,322,028	184,489,914	169,674,810	156,727,480
前 年 比	(%)	161.1	134.3	74.0	92.0	92.4

平成 1 9年度第 2 次分 (6月~8月分)以降、県民税徴収委託金の計算方法が変更されている。 平成 2 0年度の「過誤納金還付額に対するもの」には、税源移譲による市県民税還付分を含む。

年	度	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
特定按	分 率 %	38.85	39.77	39.78	39.77	39.77
確定按	分 率 %	38.847583379	39.726251842	39.778929492	39.770194814	39.773358878
平成19年度	接分率 %	29.947638355	29.947638355	29.947638355	29.947638355	29.947638355
納税義務者一人	、当たりの額 円	4,000	4,000	3,300	3,300	3,000
	一人当たりの 額 (円)	-	25	15	-	-
【森林環境税分】 納税義務者数 に対するもの	基 数(人)	-	51,972	51,363	-	-
	委託金(円)	-	1,299,300	770,445	-	-

平成20、21年度の2か年の経過措置。

3.市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(平成24年度分)

税目	賦課期日	種 類	納 税 義 務 者	課税標準	申告期限	納期
			・1月1日現在市内に住所を有する個人	前年の所得から諸控除を差し引いた	3月15日	・普通徴収
		均 等 割	(均等割と所得割)	金額		第1期 6月1日から7月2日まで
		個人	・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有	*諸控除は次ページ以降に掲載		第2期 8月1日から8月31日まで
	1月1日	所 得 割	する個人で市内に住所を有しないもの			第3期 10月1日から10月31日まで
			(均等割のみ)			第4期 1月1日から1月31日まで
						・給与特別徴収
						年12回(6月~5月)
市民税						・年金特別徴収
176						年6回(偶数月)
			・市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割	事業年度	申告納付
		均 等 割	(均等割と法人税割)	資本金等の区分による(9段階)	終了後	
		法 人	・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又	法人税割	2ヶ月以内	
		法人税割	は事業所を有しないもの(均等割のみ)	法人税額による		
		土 地	当該固定資産の所有者	土地又は家屋		・普通徴収
固		家屋	免税点 土 地 30万円	基準年度の価格又は基準年度の価	償却資産	第1期 5月1日から5月31日まで
定資産税	1月1日	償却 資産	家屋20万円	格に比準する価格	1月31日	第2期 7月1日から7月31日まで
産税			償却資産 150万円	償却資産		第3期 12月1日から12月25日まで
				賦課期日における当該償却資産の		第4期 2月1日から2月28日まで
				価格		
軽		原動機付自転車			取得申告	・普通徴収
動	4月1日	軽自動車	当該軽自動車等の所有者、又は使用者	当該軽自動車等の所有、又は使用	取得後15日以内	5月1日から5月31日まで
車税		小型特殊自動車			廃車申告	
		二輪小型自動車	製造たばこにつき、小売販売者若しくは		廃車後30日以内	
市た			消費者等に売渡しをし、又は消費等をする	市内で売り渡した製造たばこの本数		
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこの製造者、特定販売業者及び		翌月末日	申告納付
税			卸売販売業者			
都				固定資産(土地・家屋)の価格		
都市計画		土地・家屋	当該固定資産の所有者	(市街化区域内の固定資産に限定		固定資産税に同じ
画税				課税)		
入湯		鉱 泉 浴 場 へ の 入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における 入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)に おける入湯客数	翌月15日	申告納入
税						

○ 所得控除の種類と控除額 (平成24年度分)

種類	控 除 額		納税義務者が寡婦である場合には	2 6 万円		
	次のいずれか多い金額	寡婦控除	ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である	る子を有		
雑 損 控 除	(損失の金額 - 保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/10)		する場合には	3 0 万円		
	(災害関連支出の金額・保険等により補てんされた額)・5万円	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には	2 6 万円		
	(支払った医療費-保険等により補てんされた額)	寡 夫 控 除	納税義務者が寡夫である場合には	2 6 万円		
医療費控除	- (総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額		控除対象配偶者	3 3 万円		
	(限度額200万円)	配偶者控除	ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には	3 8 万円		
社会保険料控除	支払った額		生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者	皆を除く)		
小規模企業共済			を有する納税義務者で、前年の合計所 得金額が1,000万円以下	の者であ		
等掛金控除	支払った額		る場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控験	余します。		
	支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合		控除対象配偶者以外の配偶者			
	支払った保険料が		ア.前年の合計所得金額が45万円未満の場合 3	3 3 万円		
	ア.15,000円以下の場合 支払った保険料の全額	配偶者特別控除	イ.前年の合計所得金額が45万円以上75万円未満の場合			
	イ.15,000円を超え40,000円以下の場合	10119 11 193332190	3 8 万円 - (合計所得金額 - 3	38万円)		
	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円		(注)()内の金額は、()内の計算で求めた金額が5万円の整数倍			
	ウ.40,000円を超え70,000円以下の場合		の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満	たない		
	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円		5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額のうち最も多	い金額		
	エ.70,000円を超える場合 35,000円		とします。			
	支払った保険料が個人年金保険料だけの場合		ウ.前年の合計所得金額が75万円以上76万円未満の場合	3万円		
生命保険料控除	支払った保険料が		○控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう)) 1人に		
	ア・15,000円以下の場合 支払った保険料の全額			・33万円		
	イ.15,000円を超え40,000円以下の場合		ただし、控除対象扶養親族が19~22歳の場合	4 5 万円		
	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円	扶養控除	70歳以上の場合	3 8 万円		
	ウ.40,000円を超え70,000円以下の場合		○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配			
	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円		いずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人にこ			
	エ. 7 0,0 0 0 円を超える場合 3 5,0 0 0 円	# # # 10		45万円		
	支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である 場合 (支払った生命保険料について により求めた金額)+(支払っ	基礎控除		3 3 万円		
	で					
	支払った地震保険料の2分の1(限度額25,000円)					
	経過措置					
	平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従前どおり					
	損害保険料控除を適用できる(限度額10,000円)。ただし、地震保					
	険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額					
地震保険料控除						
	支払った長期損害保険料の額が					
	ア.5,000円以下の場合 支払った保険料の全額					
	イ . 5,000円を超え15,000円以下の場合					
	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円					
	ウ.15,000円を超える場合 10,000円					
	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき					
	2 6 万円					
障害者控除	(特別障害者については 30万円)					
	控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を					
	一にしている親族と同居している特別障害者である場合 53万円					

4. 大牟田市税率表

税	 目	年	度	42	43	44	45	46
	個	均等割	県市	100円 400円	100 400	100 400	100 400	100 400
市	人	所得割	県市	標準税率	同左	同左	同左	同左
民	法	均等	割	42.6.1以後に終了 する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	同左
税	人	税	割	<u>10.7</u> 100	<u>10.7</u> 100	<u>10.7</u> 100	<u>10.7</u> 100	<u>10.7</u> 100
			標準 税率	<u>8.9</u> 100	<u>8.9</u> 100	<u>8.9</u> 100	<u>9.1</u> 100	<u>9.1</u> 100
固	定	資 産	税 標準	1.6 100 1.4	1.6 100 1.4	1.6 100 <u>1.4</u>	<u>1.6</u> 100 <u>1.4</u>	1.6 100 1.4
	原	5	税率 0 C C	100 500円	100 月割廃止 500	100 500	100 500	100 500
			0 C C	800	" 800	800	800	800
軽	付	1 2	5 C C	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000
自	軽	Ξ	輪 輪	1,500 2,000	1,500 2,000	1,500 2,000	1,500 2,000	1,500 2,000
動	自	四 輪 貨 物 " 四輪乗用	(自) (営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
車		"	(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
税	農	耕 作 i 型特殊(そ	第一用 の他)	1,000 3,000	月割廃止1,000	1,000 3,000	1,000	1,000
化			小型	2,500	3,000 2,500	2,500	3,000 2,500	3,000 2,500
市	たば	こ消費税		18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100
	電 ガ	気 ス 税	電気税がス税	7 100	7 100	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100
	鉱	産税		<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
			標準 税率	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
	」土地		もの		-	-	-	-
(株)	有税	土地の取得にして課するも		-	-	-	-	-
都	市	計 画 税		-	-	-	-	-

税	目	年	度	47	48	49	50	51
		均等割	県	100	100	100	100	300
	個	均守刮	市	400	400	400	400	1,200
市	人	所得割	県市	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左
民	法	均 等	割	1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号7,200円
税				10.7	10.7	49.5.1以後に終了	<u>14.5</u>	<u>14.5</u>
	人	税	割	100	100	する事業年度から	100	100
			標準	<u>9.1</u>	<u>9.1</u>	<u>14.5</u> <u>12.1</u>	<u>12.1</u>	<u>12.1</u>
			税率	100	100	100 100	100	100
				<u>1.6</u>	1.6	1.6	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>
固	定	資 産 税	į <u></u>	100	100	100	100	100
凹	止	資 産 税	標準	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	1.4	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
			税率	100	100	100	100	100
	原	5 0 0	C C	500	500	500	500	650
		900	C C	800	800	800	800	1,000
軽	付	1250	C C	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300
		=	輪	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000
自	軽	=	輪	2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600
	+1	 四輪貨物	4	2,000	2,000	2,000	2,000	3,300
動		四冊貝1の	<u>(日)</u> (営)	0 500	0.500	0.500	0 500	
宝刀	_			2,500	2,500	2,500	2,500	2,900
	自	四輪乗用						5,900
車		 	(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	5,200
		耕作業		1,000	1,000	1,000	1,000	1,300
税		小型特殊(その	_	3,000	3,000	3,000	3,000	3,900
	=	三輪の小	型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300
市	ī た	ばこ消費	貴 税	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
	電	気	電気税	<u>7</u>	7	10月 <u>6</u> 50年 <u>5</u> より 100 1月より 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
	ガ	ス税	ガス税	100	100	10月 <u>3</u> 50年 <u>4</u> より 100 1月より 100	6月 <u>3</u> より 100	52年 <u>2</u> 1月より 100
ś	鉱	産税	z	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
1 '	標準			_1_	_1_	<u>1</u>	<u> 1 </u>	<u>1</u>
	税率		100	100	100	100	100	
	土地に対して			-	-	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
		也課する				100	100	100
保	保有税 土地の取得に対して課するもの			-	-	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
į	都 i	市計画	税	-	-	-	-	-

52	53	54	55	56
300	300	300	500	500
1,200	1,200	1,200	1,500	1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号 8,000円 3号 80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u>	14.5	<u>14.5</u>	<u>14.5</u>	7月31日 <u>14.5</u> <u>14.7</u>
100	100	100	100	まで100100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 <u>12.1</u> <u>12.3</u> 以降 100 100
<u>1.6</u>	1.6	1.6	<u>1.6</u>	1.6
100	100	100	100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	<i>"</i> 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
<u>18.1</u>	<u>18.1</u>	<u>18.1</u>	<u>18.1</u>	<u>18.1</u>
100	100	100	100	100
5	5	<u>5</u>	<u>5</u>	5
100	100	100	100	100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
1.1	1.1	1.1	1.1	<u>1.1</u>
100	100	100	100	100
1	1	_1_	_1_	_1_
100	100	100	100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
-	-	-	<u>0.05</u> 100	<u>0.1</u> 100
			制 限 <u>0.3</u> 税 率 100	<u>0.3</u> 100

				1		
税	目	年	度	57	58	59
		护盔虫	県	500	500	500
	個	均等割	市	1,500	1,500	1,500
市	人	所得割	県市	標準税率	同左	同左
民	法	法 均 等 割		1号800,000円 2号400,000円 3号80,000円 4号24,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円
税				5号 8,000円	·	3号 400,000円 6号 40,000円
化	1	人 人 人 人 人		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
	人	↑九	標準			
			税率	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
		I	化工一个	100	100	100
				1.6	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u>
固	定	資 産 税	抽准	100		100
			標準	1.4	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
	Œ	F 0.4	税率	100	100	100
	原	5 0 0		700	700	1,000
		900		1,100	1,100	1,200
軽	付	1 2 5 (1,450	1,450	1,600
		_	輪	2,200	2,200	2,400
自	軽			2,850	2,850	3,100
		四輪貨物	(自)	3,650	3,650	4,000
動		"	(営)	2,900	2,900	3,000
	自	四輪乗用	(自)	6,500	6,500	7,200
車		//	(営)	5,200	5,200	5,500
	農		` '	1,450	1,450	1,600
税		<u>│</u> │型特殊(その		4,300	4,300	4,700
176	-		-	3,650	3,650	4,000
	-	— +m O2 (J)	<u> </u>		·	,
市	た	ばこ消費	費税	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
	電	気	電気税	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
	ガ	ス税	ガス税	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
		Į.		<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>
	鉱	産 税	;	100	100	100
	214	1 <u>-</u> 170	標準	<u>1</u>	<u>_1</u> _	<u>_1</u> _
			税率	100	100	100
	_	土地に対		<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
	别土 [;]			100	100	100
保	保 有 税 土地の取得に対		<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
		して課す	るもの	100	100	100
				<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
都	市	計 画 税	制限	<u>0.3</u>	0.3	0.3
			税率	100	100	100

		1	ı			
60	61	62	63	元		
700円	700	700	700	700		
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000		
同左	同左	同左	同左	同左		
59.4.1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	る事業年度から 計,750,000円 計,750,000円 日本 15,400,000円 計 150,000円 計 120,000円		同左	同左		
<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>		
100	100	100	100	100		
<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>		
100	100	100	100	100		
<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>		
100	100	100	100	100		
1.4 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100		
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000		
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400		
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100		
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200		
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500		
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600		
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700		
4,000	4,000 従価割 <u>14.3</u>	4,000 従価割 <u>14.3</u>	4,000 従価割 <u>14.3</u>	4,000 3月まで <u>14.3</u> 4月から <u>1,997</u>		
	100 100 従量割(4月まで)5月以降特例 <u>350</u> <u>640</u> 1,100 1,000	(福留) 100 100 従量割 特例 640 1,000	だ温割 特例 <u>640</u> 1,000	従価割 100 従量割 1,000 従量割 特例 " 旧3級品 <u>640 948</u> 1,000 1,000		
<u>_5</u> _	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>			
100	100	100	100	平成元年		
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	4月1日廃止		
1.1	1.1	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>		
100	100	100	100	100		
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100		
3	3	3	3	3		
100	100	100	100	100		
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100		
0.3	0.3	0.3	0.3	<u>0.3</u>		
100	100	100	100	100		

			Т	T		ı	
税	目	年	度 2	3	4	5	6
		_物 学到	! 700	700	700	700	700
	個	均等割		2,000	2,000	2,000	2,000
市	人	所得割 ポ		同左	同左	同左	同左
民税	法	均等割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円
			<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>
	人	税 割	100	100	100	100	100
		標		<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
		税	<u> 100</u>	100	100	100	100
固	定	資産税	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
	<i>,</i> _	標	集 <u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
	原	税 5 0 C C	<u>100</u> 1,000	100	100 1 000 🖽	100	100 1,000
	冰	9 0 C C	1,000		1,000円 1,200	1,000	
軽		1 2 5 C C	1,600	1,200 1,600	1,200 1,600	1,600	1,200 1,600
半主	付		2,500	2,500		2,500	2,500
_	ניו				2,500	·	·
自	軽			2,400	2,400	2,400	2,400
丢力	半至			3,100	3,100	3,100	3,100
動				4,000	4,000	4,000	4,000
	اہرا	"(賞 四熱新田(賞		3,000	3,000	3,000	3,000
車	自	四輪乗用(自		7,200	7,200	7,200	7,200
 	H	// (営		5,500	5,500	5,500	5,500
税		耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600
	小	型特殊(その他		4,700	4,700	4,700	4,700
		輪の小型	,	4,000	4,000	4,000	4,000
Ī	市 :	た ば こ 利 63年度までは 市たばこ消費	" 旧3級品	従量割 <u>1.997</u> 1,000 川 川 3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1.997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1.997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000
			<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>	<u>1.1</u>
鉱		産 税:::::::	100	100	100	100	100
214		/등:		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u> </u>		税		100	100	100	100
L		土地に対して	I	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
		課するもの	100	100	100	100	100
保	有 税	土地の取得に		_3_	3	_3_	3
		して課するも	<u>ග</u> 100	100	100	100	100
1			<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>
都	市	計画税制	100	100	100	100	100
HI'	110	1. 日 光制	很 <u>0.3</u>	0.3	<u>0.3</u>	0.3	<u>0.3</u>
		税	2 100	100	100	100	100

	1			
7	8	9	10	11
700	1,000	1,000	1,000	1,000
2,000	2,500	2,500	2,500	2,500
同左	同左	同左	同左	同左
四生	lat	192	lat.	
同左	同左	同左	同左	同左
14.7	14.7	14.7	14.7	<u>14.7</u>
100	100	100	100	100
<u>12.3</u>	12.3	12.3	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
100	100	100	100	100
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
100	100	100	100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>1.997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>2.434</u> 1,000 " 旧 3 級品 <u>1.155</u> 1,000	従量割 <u>2.434</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.155</u> 1,000	4月まで <u>2.434</u> 5月から <u>2.668</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 <u>1.155</u> 1,266 1,000 1,000
<u>1.1</u>	1.1	<u>1.1</u>	-	
100	100	100	平 成 1 0 年 4月1日廃止	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	4月1口廃止	
1.4	<u>1.4</u>	1.4	1.4	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
3	3_	3	3_	3
100	100	100	100	100
<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>
100	100	100	100	100
<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>
100	100	100	100	100

税		年 度	12	13	14	15
		均等割	1,000	1,000	1,000	1,000
	個	市	2,500	2,500	2,500	2,500
市	人	所得割 県市	標準税率	同左	同左	同左
民	法	均等割	1 号3,000千円 7 号130千円 2 号1,750千円 8 号120千円 3 号 410千円 9 号 50千円 4 号 400千円 5 号 160千円 6 号 150千円	同左	同左	同左
税	人		<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>
		税 割	100	100	100	100
		標準	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
		税率	100	100	100	100
			<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
固	定	資産税 標準	1.4	1.4	1.4	1.4
		税率	100	100	100	100
	原	5 0 C C	1,000	1,000	1,000	1,000
		9 0 C C	1,200	1,200	1,200	1,200
軽		1 2 5 C C	1,600	1,600	1,600	1,600
	付	ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500
自	+77	<u></u> 輪	2,400	2,400	2,400	2,400
±+	軽	三輪	3,100	3,100	3,100	3,100
動		四輪貨物 (自) " (営)	4,000	4,000	4,000	4,000
車	自自	四輪乗用(自)	3,000 7,200	3,000 7,200	3,000 7,200	3,000 7,200
ľ		四輪来の(日) (営)	5,500	5,500	5,500	5,500
税	農		1,600	1,600	1,600	1,600
170		√型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700
	Ξ	ニ輪の小型	4,000	4,000	4,000	4,000
			従量割 <u>2,668</u>	従量割 <u>2,668</u>		6月まで 2.668 7月から 2.977
市	た	ば こ 税	1,000 " 旧3級品	1,000 "旧3級品	1,000 "旧3級品	従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧 3 級品
l'		15. — 17.	<u>1,266</u>	<u>1,266</u>	<u>1,266</u>	<u>1,266</u>
			1,000	1,000	1,000	1,000 1,000
4+0	3rl _L1	土地に対して 也 課するもの	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	ᄑᄙᄯᄯᅉᅪᄼᅑᆉᆉ
	引土 ^均 有 私		100 <u>3</u>	100 <u>3</u>	100 <u>3</u>	平成15年度から新たな 課税は停止
I/A	H 1.	して課するもの	100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	休代 よ 予止
			<u>0.1</u>	0.1	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>
都	市	計 画 税:	100	100	100	100
ĦΙ	נוו	制限	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>	<u>0.3</u>
		税率	100	100	100	100
А		湯 税標準 税率	-	-	-	-

16	17	18	19	20
1,000	1,000	1,000	1,000	1,500
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20.4.1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>	<u>14.7</u>
100	100	100	100	100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
100	100	100	100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100	100	100	100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>2.977</u> 1,000 " 旧 3 級品 <u>1.412</u> 1,000	従量割 <u>2.977</u> 1,000 " 旧 3 級品 <u>1,412</u> 1,000	6月まで <u>2.977</u> 7月から <u>3.298</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 "旧3 級品 <u>1.412</u> 1,564 1,000 1,000	従量割 3 <u>.298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000	従量割 <u>3.298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000
-	-	-	-	-
0.1	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>
100	100	100	100	100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
		1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

_			1		1	
税	 			21	22	23
		均等割	県	1,500	1,500	1,500
	個	. 3 (3 [13	市	3,000	3,000	3,000
市	人	所得割	県市	標準税率	同左	同左
民	法	均 等	割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左
税	人			14.7	14.7	<u>14.7</u>
		税	割	100	100	100
			標準	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
			税率	100	100	100
				<u>1.6</u>	<u>1.6</u>	<u>1.6</u>
固	定	資産税.		100	100	100
	~_	只 圧 1 ル	標準	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
	-	5.0.0	税率	100	100	100
	原	5 0 0	- C	1,200	1,200	1,200
±▽		1256	- C	1,400	1,400	1,400
軽	4	900 1250 ミニカ	- C	1,900	1,900	1,900
_	付	<u> </u>	-	3,000	3,000	3,000
自	±7		輪	2,800	2,800	2,800
±+	軽	 四輪貨物	輪	3,700	3,700	3,700
動				4,800	4,800	4,800
車	_		(営)	3,600	3,600 8,600	3,600
半	自		(日) (営)	8,600 6,600	6,600	8,600 6,600
税	#	└──″ 辯作業		1,900	1,900	1,900
갠		: 粉 IF 楽 型特殊(その		5,600	5,600	5,600
		・輪の小	,	4,800	4,800	4,800
市	た	ぱこ	工	従量割 3 <u>.298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000	9月まで <u>3.298</u> 10月から <u>4.618</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧 3 級品 " 旧 3 級品 <u>1,564</u> 2,190 1,000 1,000	従量割 4.618 1,000 " 旧3級品 2.190 1,000
				<u>0.1</u>	0.1	<u>0.1</u>
都	市	計画税:		100	100	100
ĦŊ	יוי	口 凹 7九	制限 税率	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
λ		湯 税.		宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
		196	標準 税率	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

24
1,500
3,000
同左
同左
14.7
100
<u>12.3</u>
100
<u>1.6</u>
100
<u>1.4</u>
100
1,000
1,200
1,600
2,500
2,400
3, 100
4,000 3,000
0,000
7,200
5,500
1,600
4,700
4,000 従量割 <u>4.618</u>
1,000 " 旧3級品
<u>2,190</u> 1,000
<u>0.1</u>
100
<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150

○市民税、個人所得割の税率表

3年度 ~ 6	年度	7 年 度 ~ 8 年	度	9年度 ~ 10) 年度	1 1 年度 ~	18年度	19年度	~
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率
160万円以下	160万円以下 3/100 200		0万円以下 3/100		200万円以下 3/100		3/100		
160万円を超え ~550万円以下	8/100	8/100 200万円を超え ~700万円以下		200万円を超え ~700万円以下	8/100	200万円を超え ~700万円以下	8/100	一律	6/100
550万円を超える 金額 11/100		700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○市民税、法人均等割の税率表

53年度~57年度			5 8	年 度		5 9 年 度	[~ 5 £	F 度	6 年 度 ~	19 年	度
X	分	税率	区	分	税率	区	分	税率	X	分	税率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号)50億円超	50人超	1,200	(1号)50億円超	50人超	3,000	(1号)50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ~50億円以下	100人超	400	(2号)10億円超 ~50億円以下	50人超	700	(2号)10億円超 ~50億円以下	50人超	1,750	(2号)10億円超 ~50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超	100人以下	80	(3号)10億円超	50人以下	160	(3号)10億円超	50人以下	400	(3号)10億円超	50人以下	410
1 億円超 ~ 1 0 億円以下	100人超	00	1億円超 ~10億円以下	50人超	100	1億円超 ~ 10億円以下	50人超	400	(4号) 1億円超 ~10億円以下	50人超	400
(4号) 1億円超 ~10億円以下	100人以下	24	(4号) 1億円超 ~10億円以下	50人以下	60	(4号) 1億円超 ~10億円以下	50人以下	150	(5号) 1億円超 ~10億円以下	50人以下	160
1 千万円超 ~ 1 億円以下		24	1千万円超 ~ 1億円以下	50人超	60	1千万円超 ~ 1億円以下	50人超	150	(6号)1千万円超 ~ 1億円以下	50人超	150
(5号) 前各号以外			(5号)1千万円超 ~ 1億円以下	50人超	48	(5号)1千万円超 ~ 1億円以下	50人以下	120	(7号)1千万円超 ~ 1億円以下	50人以下	130
		8	1千万円以下	50人以下	40	1千万円以下	50人超	120	(8号)1千万円以下	50人超	120
			(6号)前各号以外		16	(6号)前各号以外		40	(9号) 前各号以外		50

20 年	度		2 1 4	丰度~	
区	分	税率	区	分	税率
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(1号)次の各号以外	-	50	(1号)次の各号以外	i	50
(2号)1千万円以下	50人超	120	(2号)1千万円以下	50人超	144
(3号)1千万円超 ~1億円以下	50人以下	130	(3号)1千万円超 ~1億円以下	50人以下	156
(4号)1千万円超 ~1億円以下	50人超	150	(4号)1千万円超 ~1億円以下	50人超	180
(5号)1億円超 ~10億円以下	50人以下	160	(5号)1億円超 ~10億円以下	50人以下	192
(6号)1億円超 ~10億円以下	50人超	400	(6号)1億円超~10億円以下	50人超	480
(7号)10億円超	50人以下	410	(7号)10億円超	50人以下	492
(8号)10億円超 ~50億円以下	50人超	1,750	(8号)10億円超 ~50億円以下	50人超	2,100
(9号)50億円超	50人超	3,000	(9号)50億円超	50人超	3,600

5.税務機構一覧

課	担当名	課	主	主	職	計	事務分掌
名	7-11	長	幹	査	員	н	
	市民税			1	8		1 . 市税(国民健康保険税を除く。)に関すること。 2 . 固定資産の評価に関すること。
税	諸 税			1	5		3 . 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4 . 市税に係る諸証明に関すること。
務	土地	1	1	1	6		
	家屋			1	4		
課	家屋・償却			1	5		
	il	1	1	1 5	28	1 35	
	徴収第一			1	7		1 . 市税並びにこれに付帯する督促手数料及び延滞金 の徴収に関すること。
納	徴収第二	1	1	1	6		2 . 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 3 . 納税の督促に関すること。 4 . 市税の滞納処分及びその執行停止に関すること。
税	整理			1	4		5 · 市税の不納欠損処分に関すること。 6 · 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
課	収納管理			1	3		
	計	1	1	1 3	20	25	
				2		2	
	総計	2	2	8	48	60	
							基準日 平成24年8月1日

主 査 欄 は主幹兼務を表す

						_
		市	民	生	活	課
市		市		民		課
		保	険	年	金	課
民		税		務		課
- C		納		税		課
部	推 進 室 動	地	域コミュ	=	ティ推進	課
	室協室働	人	権・同和・	男	女共同参画	謀